

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和7年2月13日 新潟地方法務局不動産登記部門 登記官 本間裕久

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1100-2024-0011	新潟市西蒲区伏部字輪ノ内296番
1100-2024-0013	新潟市西蒲区伏部字砂田56番
1100-2024-0014	新潟市西蒲区伏部字関面276番

以上